
『名公書判清明集』に見る 中国宋代の「立継」習俗

夏 宇 継

『名公書判清明集』（以下『清明集』と略す）は、南宋後期の上級地方官たちが書き残した判決集である。宋史研究の貴重な史料であるとともに、宋代の民俗研究においても信頼しうる資料である。なぜなら「各判決が、みな当時の社会生活の中で実際に発生した具体的事実を映し出している¹⁾」からである。『清明集』に収められている判決文は、時代的にはそのほとんどが1210～60年の50年間のものであり、地域的には今日の江蘇、浙江、江西、湖北、湖南、広東、広西、福建などにおけるものである。全書は14巻、7の門（大項目）に分かれて²⁾いる。

今回「立継」、すなわち後継ぎの養子を立てる習俗について述べるわけだが、『清明集』のうち家族関係に関わるのが「戸婚門」「人倫門」の2門、計7巻である。「戸婚門」中の「立継類」（類は小項目）には32条の判決文が収録され、付録中の立継に関する3条を加えると、合計35条となる。この35条の判決文が書き及ぶ人物は、ほとんどが庶民である。その中にはわずかな田畑、家屋しか持たない小戸（財産は少ないが、普通の生活ができる程度の家）や、千ムー（1ムーは6.667アール）以上の土地と下男下女を有する金持ちもいたし、たまたま故人の県丞（官名）や存命中の通仕郎（官名）など庶民生活に近い下級官吏の家も含まれていた。

全書を通読すると、七百年前、南宋王朝統治下の社会生活の情景が一つ一

つありありと目に浮かぶ。その中のいくつかの習俗は、多少形式が変わったとはいえ、今日の現実生活の中に依然として残っている。本文は、立継を主とした判決文により、宋代の立継習俗を探るものである。

(一) 立継の伝承について

立継は、古い社会規範を源とする一種の民俗事象であり、閉塞した自然経済と依存的関係にある古い家族構造を支えてきた支柱の一つである。立継の伝承は非常に昔からあり、宋代以前の文献中にも以下のような記載が見られる。

如何なる者がその後継ぎになれるか。同宗の者なら、その後継ぎになることができる。如何なる者が(他)人の後継ぎになれるか。支子がよい。³⁾

(『儀礼』喪服・子夏伝)

神はその一族でない者の祭を受けず、明らかに異姓の祭るべきところではない。しかし、世の人は後継ぎがない場合、異姓を引き取って自らの後継ぎとする。(後漢・呉商『異姓為後議』)

子がなければ、人の子を養育して、亡くなった者の後継ぎにする、……一人を越えてはならない。(『晋令』)

およそ子がない場合は、同宗の昭穆相当の者を養育することをゆるす。⁴⁾

(『唐令』)

捨て子が三歳未満ならば、異姓とはいえ、引き取って養子にする、すなわち其の姓に従うことをゆるす。(『唐律疏議』)

上記の引用から、つぎのことが言える。

1、立継問題において、長い間、上層貴族にせよ下層庶民にせよ、同宗の支子を立てることを主としてきた。法令も、一定の条件下で、異姓を後継ぎにすることを許可している。

2、『晋令』と『唐令』は、昔から存在する立継習俗を肯定し、封建家族の

継続を保護した。そして宋代においても『唐令』が踏襲された。『清明集』の判決中には、立継・命継・同姓あるいは異姓を立てるなどに対して、明確な説明と具体的な分析がなされている。

それでは、立継習俗は、なぜ長い間衰えることがなかったのか、『清明集』はこの理由についても以下のように明らかにしている。

1, 祖先の祭りを継承する必要があった

『清明集』「立継類」の判決のなかで、「孝に達することは先祖を継承すること⁵⁾に在る」「後継ぎを立て与えるは、先祖に祭りを奉ずるためである」(210頁)と指摘している。このことから、封建宗法観念が支配的地位を占めている社会において、後継ぎのない者が「不孝には三つあるが、後嗣のないことが大である」(『儀礼』喪服)という重い責任から逃れるための手段として、立継はやはり昔からの実行可能な方法であったといえる。そして、立継によっていつか自分も歴代の祖先の後について祭祀を受けることが出来るようになるのだ。

2, 家を支える必要と、子を養うことにより老後に備える必要があった

『清明集』の一部の判決は、七百余年も前の宋代社会に、「生活がやや裕福」で後継ぎのない家がしばしば一族の者から分不相応の要求をされていたことを記しており、このことも、彼らに立継を考えさせた現実的な原因であることを我々に教えてくれる。このような家庭では、一旦立継が確かなものとなれば、「これで分をわきまえぬ望みは塞がれ、争い心は静まり」(267頁)、安寧も得られ、同時に養子が親のそばに仕える喜びも得られる。

養子に立てられた者が嬰兒や幼児であろうとも、その子は父母、家族、隣近所からその家の未来の主人とみなされる。そして成人すると、「家を守ることが望まれ」(226頁)、「(父母や祖父母が) 生きているうちは仕え、死ぬと埋葬し、人の子の義理を尽くす」(216頁)のである。

後継ぎのない貧しい家でも、老後のために立継が必要である。貧しい家では争いの元になる財産がないので、『清明集』にはこの類の訴訟記録はない。

『袁氏世範』にはいくらかの記載がある。⁶⁾

(二) 立継者と出継者

立継は、一般に祖父母あるいは父母が主宰する。これは代々継承されてきたやり方であるだけでなく、役所の法令にも明確に規定されている。『清明集』においても、常に「法において、後継ぎを立てることは、その祖父母、父母の命に従うべきである」(211頁)、「法において、夫が死に妻が活着している時は、その妻の意向に従うべきである」(245頁)を判決の根拠としており、一部ではさらに「尊長(目上の人)と官吏がやはり強制すべきではない」(245頁)と強調している。

出継者とは、立継のために選ばれた対象者をいう。『清明集』もこれに関して、当時の法令を引用している。

「およそ子がない場合は、同宗の昭穆相当の者を養育することをゆるす」
(247頁)

「異姓でも、引き取って養子にすることをゆるす、肉親の子の法に依る」
(220頁)

「およそ三歳未満の捨子を引き取って養子にすることは、異姓とはいえ肉親の子孫の法に依る」(214頁)

出継者が幼児か成人かにかかわらず、その決裁は一般にみなその父母、あるいは祖父母によって行われる。「(財産を)奪い取ろうと企て」、厚顔にも争いを起こす者は、ほとんどがその父母である。

出継者は「除附」⁷⁾が済むとすぐに、家の財産を継承する権利を賦与され、同時に、父母あるいは祖父母に対して、活着しているうちは仕え、死ぬと埋葬するという義務を負うことにもなる。

(三) 立継と命継

宋代において、立継と命継には区別があった。『清明集』の書判中にはこのことについて明確な説明がなされている。

「立継とは、夫が亡くなり妻が残った場合、後継ぎが絶えれば、それを立てるのは妻の意向に従うべきであることをいう」(266頁)

「立継の場合は、子が父の持ち分を相続する時の法規と同じで、その財産をそっくり全部与えるべきである」(266頁)

「命継とは、夫婦がどちらも亡くなった場合、後継ぎについての命令は、近親の尊長に従うべきであることをいう」(266頁)

「命継ならば、在室(未婚)や帰宗(出戻り)の女たちむすめがいなくても、家財の三分の一を手に入れるだけである」(266頁)

命継の、立継と明らかに異なるところは、命継によって立てられた者はただ祖先を祭祀するだけで、「(父母あるいは祖父母が) 生きているうちは仕え、死ぬと埋葬する」という義務がないことだ。それゆえ享受する権利もそれ相応に少ない。これに関連して《命継は立継と同じでないこと》(266頁、以下《 》によって判決文のタイトルを示す) から例を挙げる。内容は大体以下の通りである。

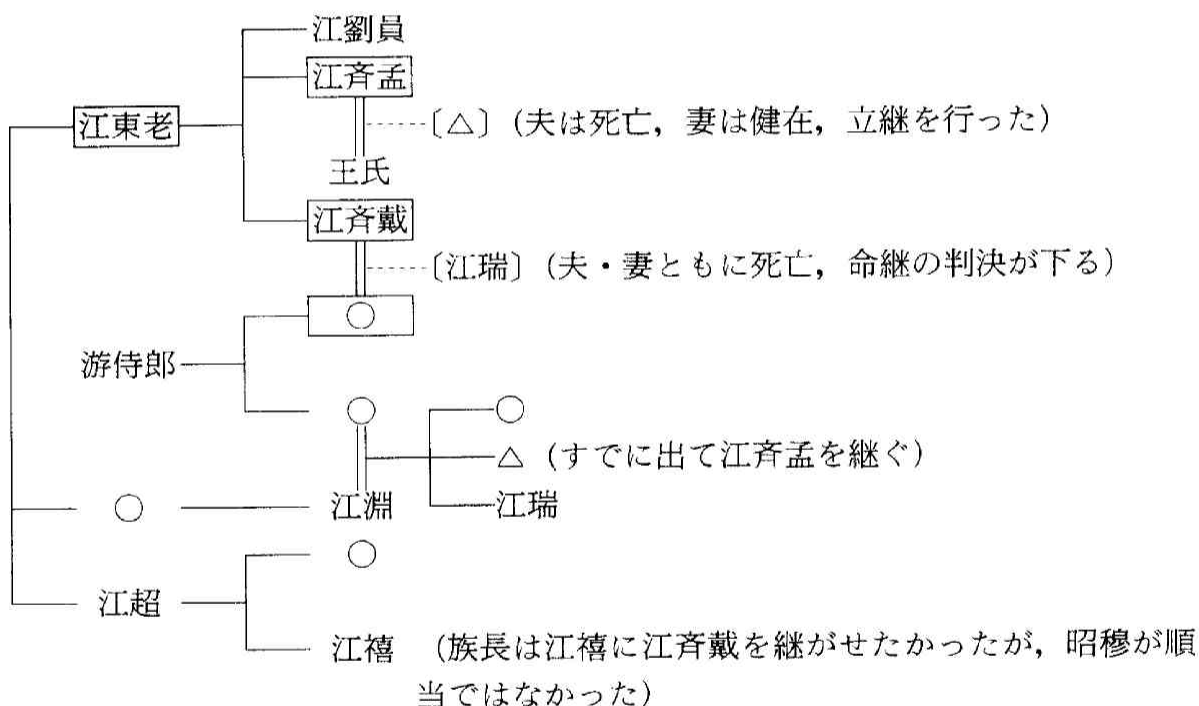
江東老には、劉員、齊孟、齊戴という三人の息子がいたが、次男齊孟、三男齊戴には後継ぎがなかった。一族の江淵は、すでに自分の一子に齊孟の後を継がせていたが、別の一子瑞に齊戴の後を継がせようとした。そうなれば「江東老一門の財産は、江淵が二家分を手に入れることになる」。族長らはこれに不満で、族人江超の子禧に齊戴の後を継がせるよう訴訟を起こした。

この事件の判決は、「江禧が継ぐのは、昭穆が順当ではなく、事実として立てるべきではない」「江瑞を立てるには、命継として議論すべきである」「家財の三分の一を手に入れるだけである」「族長を選んで、その収支をつかさど

らせ、官が監査する。江瑞が成人するのを待って、彼に与え、江淵は干与できないようにする」(266頁)というものである。

判決はさらに、「命継については、正規の条文が存在している。関係官庁は、法令を遵守することしか知らないが、親族の方は、情がからんでくる。情と法のどちらも尽くしてこそ、はじめて、生きている者も、死んだ者も、それぞれにしかるべき落着場所を得るのである」(265頁)と述べ、このくだりは、法令と習俗の関係を反映させている。すなわち、法を執行する者は、法に依拠するだけでなく、伝承された習俗、すなわち家族関係や一族の人びとの間の感情などにも気を配らねばならないことを言っている。

系譜①



上記系譜において、□は故人、○は具体的な人名の記されていない者、△は次子以下の諸子、……は立継あるいは命継、[]は出継者をあらわし、以下の系譜においても同様である。

(四) 後継ぎに立てられようと争うことと「双立」

習俗の慣例と関連する法令により、立継は祖父母、父母によって主宰され、

族人は関与する権利を持たないが、命継の場合は尊親（目上の親族）や族長が決裁する事になっている。

後継ぎに立てられようと争う悪習，すなわち立継習俗の不均衡な発展は，封建的な族権（宗法制度下における，族長の一族に対する支配権力や，家長の家族に対する支配権力をいう）の悪性膨張であり，また封建倫理道德の最大の皮肉でもある。争いを起こす者は，常に某人の祭祀のためという名目で，「とりあえず，公ということにかこつけて粉飾し」(270頁)，「もとから家庭の情誼を篤くするのではない」(229頁)「そのふだん垂涎する所の財産を奪い取るためだけに」(221頁)，己の子孫を以て他人の家財を占拠するのである。まさに『清明集』の判決中に指摘されているように，「財産はその争い合う禍根である」(361頁)。

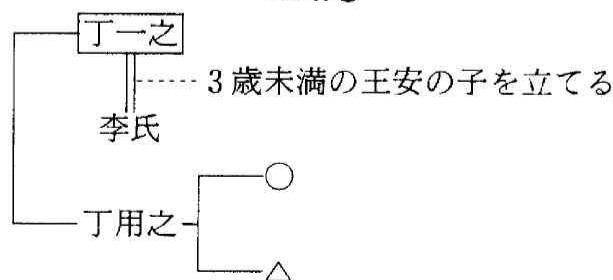
後継ぎに立てられようと争いを起こす者は，後継ぎのない家の近親，遠縁，尊長，女婿，すでに異姓の養子になっている者などである。ひどい場合には，「異姓を養うべきではないを口実にして」(201頁)，立継してずいぶんたつ養子を追い出し，自分の子孫をそれに替えようと謀った者もいる。以下，具体的な例を見てみよう。

1, 近親者が後継ぎに立てられようとして争う様子は，《生前に養子をとる》(245頁)に見られる。

丁一之は生前，王安のまだ3歳に満たない子を養子にした。一之が亡くなると，弟用之が自分の子を一之の後継ぎにしようとした。

判決は，「一之が生前に養育した者は実子と同じである」「用之はくちばし

系譜②

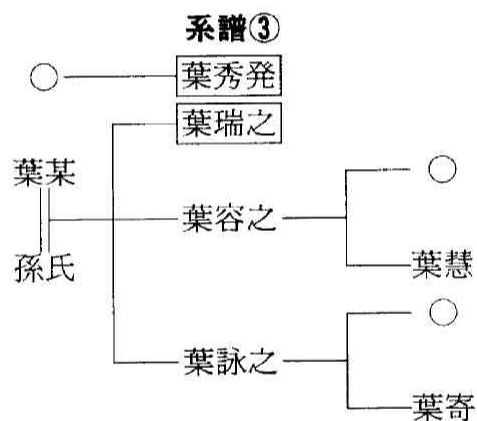


を入れることは出来ない。再び訴えてくれれば処罰する」と述べている。

2、遠縁の者が後継ぎに立てられようとして争う様子は、《兄弟一貧一富が立継のくじを引く》(203頁)に見られる。

瑞之、容之、詠之は葉家の三兄弟である。瑞之が亡くなったが、弟たちは誰も自分の子をその後継ぎにしようとせずに、「その子を以て秀発の後継ぎにしようと争った」。原因は、遠縁の秀発が「生活がやや裕福」で、実兄の瑞之は「生活が苦しい」からである。

役所は、容之と詠之は「肉親を捨て、疏(縁の秀発)に近づき」「利に従い義を忘れた」として、「容之、詠之を呼び、当庁は慧、寄の二名を以て、香をたきくじを引かせ、……一人を瑞之の後継ぎに、一人を秀発の後継ぎにする」という判決を下した。



3、尊長が後継ぎに立てられようとして争う様子は、《その財産を目当てに自分から尊長になって実の孫を他人の後継ぎにすること》(259頁)に見られる。

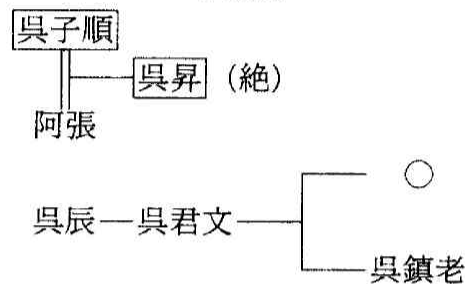
この件を訴え出たのは「自らを尊長とする」呉辰である。呉辰の族人である呉子順、昇父子がいずれも亡くなったので、子順の妻阿張は、持参の畝田を手許において、「実家にもどり余生を送ることになった」。

そこで「(呉辰が) 張氏(阿張)の二人の甥が田地の契約書と収穫物を盗み取ったと訴えた」。阿張が病死すると、呉辰はまた子の君文とぐるになって悪事を働き、「その孫鎮老を無理やり呉昇の後継ぎにしようとした」。

族長の呉君至は、「残っている田地は張氏（阿張）が持参した田で、呉氏の財産ではない」と証明し、呉辰がでたらめに訴えたことが明らかになった。

この件に関する判決は、「葬儀が終了してから、一族中より人びとの意向に従って誰か一人を選んで後継ぎに立て、(祖先の)祭祀を引き受けさせる」「呉君文の一家には関与させない」「呉君文は杖四十の刑にあたるが、執行を猶予し、再び訴えを起こせば、それを取り消して処罰する」であった。

系譜④

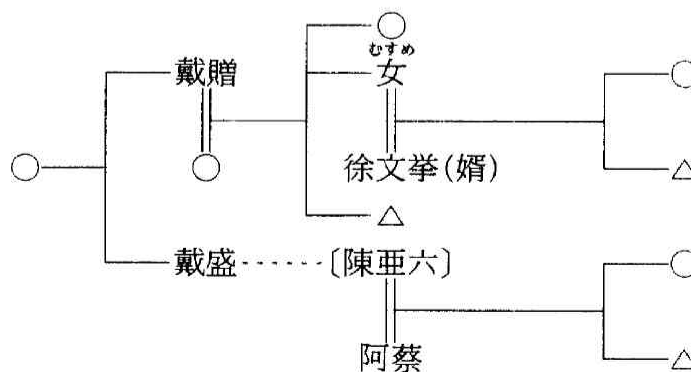


4、女婿が後継ぎに立てられようとして争う様子は、《婿が争って後継ぎに立てられようとする》(212頁)に見られる。

戴贈には実弟戴盛がいたが、「戴盛は結婚しなかったので子がなく、生まれて間もない陳亜六を養子にして養育していた。不幸にもまもなく戴盛が亡くなった」。

戴贈の女婿徐文举は、「分不相応の欲求が芽生え」、「次男を戴盛の後継ぎにすることを、妻の一族が許さないといって訴訟を起こし」、妻の一族に対してデマを飛ばして中傷した。戴贈は「憤然として」「女婿の非をしきりに訴え

系譜⑤



た」。

判決は、徐文挙は「妻の一族を仇敵のようにみなし、妻の父を赤の他人のように扱い、なお幼子を妻の叔父の後継ぎにしようとするのか？しかも(他)人の後継ぎを廃して己の子を立てることを欲するとは、このような法があるだろうか？……徐文挙は杖刑八十に処す。再犯すれば、別に処罰する」というものである。

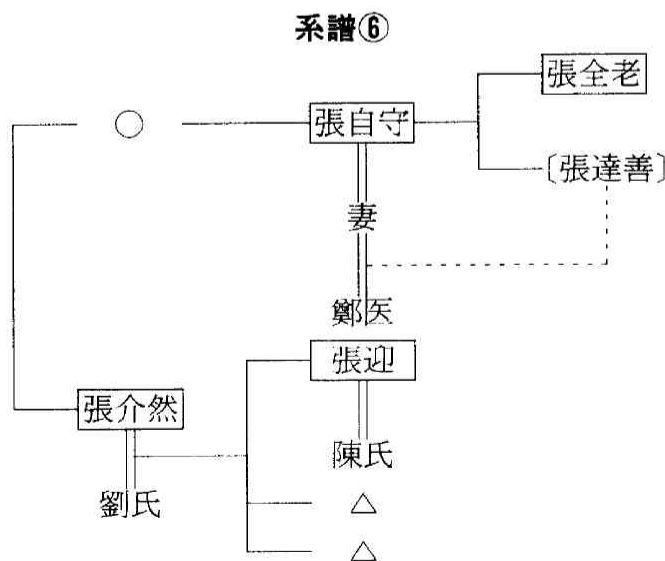
5、すでに異姓の養子となっている者が後継ぎに立てられようとして争う様子は、《争って後継ぎに立てられようとする者は立てるべきではない》(211頁)に見られる。

張介然は亡くなったが、妻劉氏は生存している。長男迎は陳氏を娶ったが、早く亡くなり子がなかった。

族人張達善は、「叔父の張迎には後継ぎがない、自分が昭穆が順当で、今その後を継ぐべきであると称し」訴訟を起こした。

劉氏は「張達善を立てることを望まず」、なぜなら「(張達善の)生母が鄭医に嫁するのに随い……(張達善は)遂に鄭氏の子となった」からであると述べた。

判決は、「今劉氏が息子の嫁を扶育するに、孫を立てるを欲するか否かはそ



の意思に従うべきである。」、また張達善は「仇敵の如く相手を攻めるからには、いったいどの面さげて（相手の）子弟としての役目を果たせるというのか？」「張達善は杖刑八十に処す。再犯すれば、別に処罰する」というものである。

6、「双立」とは、すなわち後継ぎに立てられようと争いを起こす本人が、あるいはその子孫を、すでに立継を行った家に無理やり入り込み、あるいは入り込ませ、先に立てられた若干年の養子と並び、財産の半分を継承する権利を奪い取ろうとするものである。役所が双立と判決を下した場合、実際にはこのような悪習に対してその場逃れで、なすがままにしておいたということになる。

ある者は貪欲に自分の目的を実現し、またある者は、自分は失敗して罰を受けても、族人のために双立の機会をつくって無理やりその権利を得させ、双立を受け入れるよう強制されたなんの罪もない家に、被害を与えた。このような様子は《母の命ずる子と同宗の子を双立する》(219頁)に見られる。

黄姓一族には、廷珍、廷新、廷吉、廷寿の四人の兄弟がいた。廷珍と廷吉は「互いに往来せず」、廷吉が亡くなった時も廷珍は弔問に行かなかった。

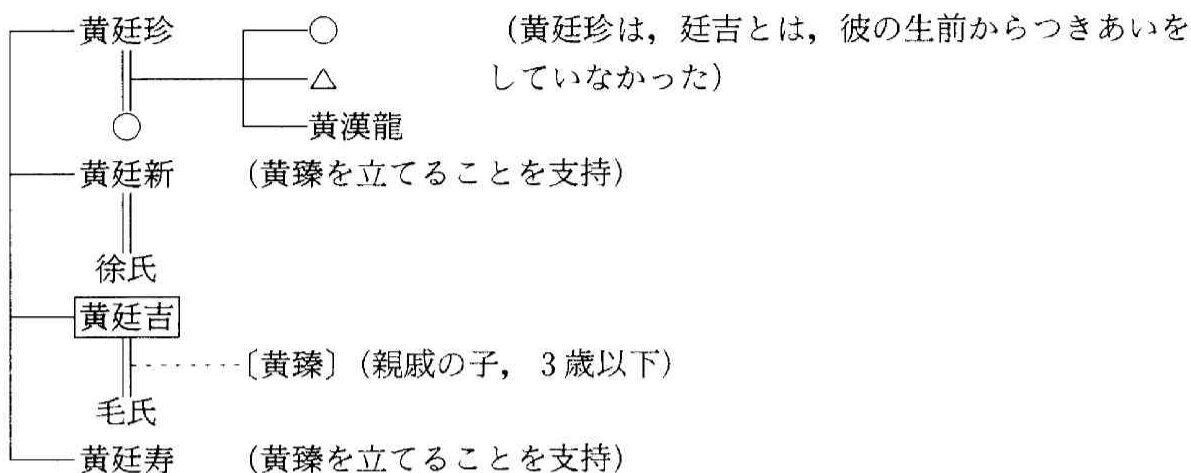
廷吉が亡くなった時、妻の毛氏は23歳、その年に3歳にならない親戚の子黄臻を養子に立てた。廷新、廷寿は黄臻を養子に立てることに賛成し、彼に対して「教師を招いて教育し、結婚相手を選んでやった」。

十八年後、廷新、廷寿が相次いで亡くなった。廷珍の子漢龍は「しきりに訴訟を起こし」、「黄臻を追い払って自分を立てることよう要求した」。

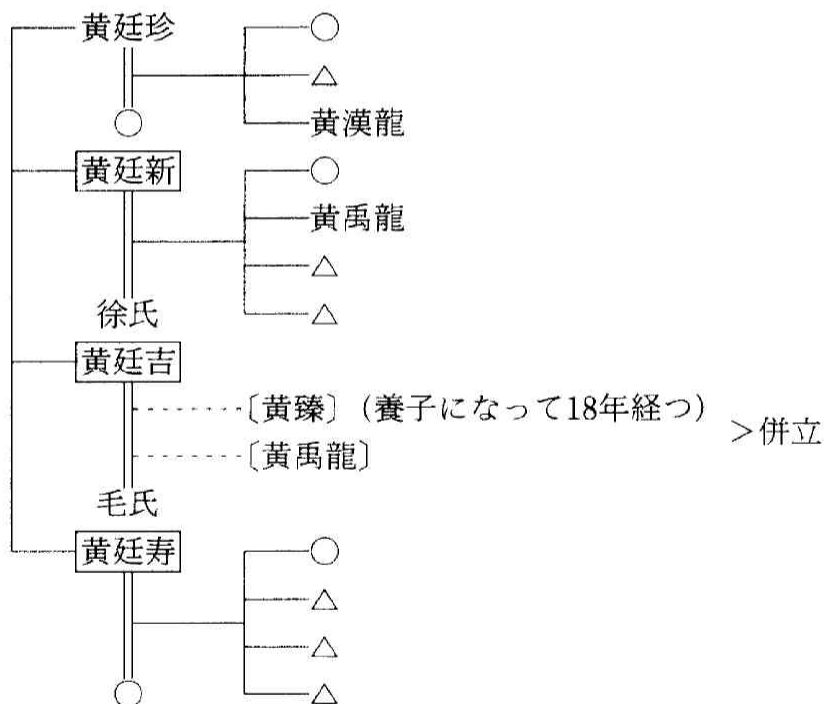
役所は、「これを以て多くの黄姓の人の意を満たして、その訴訟を止める」ために、「双立」という判決を下し、廷新、廷寿の子の中から一人を選ぶよう毛氏に命じたので、廷新の子禹龍が黄臻と並んで養子に立てられた。

「しきりに訴訟を起こした」漢龍は「杖刑百」の罰を受けたが、毛氏の「夫の亡き場合は妻の意に従う」という立継の権利も、結局は否定されてしまい、養子になってすでに十八年経つ黄臻の合法的な継承権も半分剥奪されてしまった。

系譜①



○18年後



以上の諸例をまとめてみると、後継ぎに立てられようと争いを起こす者は、いずれも「その傍らでよだれを垂らし、筋道の通らないことを顧みず、ただ財産利益を盗み取ることをだけを考え、孤児と寡婦を欺かんと、事を起こし謀りごとをめぐらせた」(247頁)ことがわかる。

(五) 法令の執行者と立継

『清明集』の第一篇、真西山の「咨目呈両通判及び職曹官」の中で、「けだし、^{まつりごと}政を為す根本は、まず徳によって教化することにあると聞き」、「今もとの俗にもとづいて、善に導くことを欲し」、「不幸にして過ちがあれば、改めて気分を一新することを許し、古い習慣にとらわれてはならず」、「訴訟を聞く際に至っては、尤も名分を正し、風俗を厚くすることを主としなければならず」、「この意を推し広めて、民衆に達することは県令の責任である」と、法令の執行者の任務と責任を明確にしている。

いわゆる「名分を正す」とは、明らかに封建宗法制度の「名分」であり、「風俗を厚くする」とは、封建的な礼教（礼儀に関する教え）を擁護する「風俗」である。しかし、当時の社会的条件下で、一部の公正で正直な官吏が法令を執行するにあたり、孤児や寡婦、幼い者、弱者を保護し、一定程度良俗を育成し、同時にみだりに訴訟を起こす悪党に打撃を与え、悪い習俗がはびこるのをいくぶん抑制したことも否定できない。しかるに、一部の官吏は決して法令を厳守せず、勝手に軽率な判断を下して、悪党の凶悪な気炎を助長し、悪い習俗が蔓延するままにしたのも事実である。

立継問題の判決により、以下の三種類の情況があったといえる。

1、立継者の権利を守ったと同時に、しきりに訴訟を起こす悪党に打撃を与え、「孤児寡婦をいじめめる」悪い習俗がはびこるのを抑制した。その様子は、上述の《生前に養子をとる》《その財産を目当てに自分から尊長になって実の孫を他人の後継ぎにすること》《争って後継ぎに立てられようとする者は立てるべきではない》などの判決に見られるとおりである。

2、もとの法令執行者の過ちを指摘し、誤った判決を正し、立継者の権利を守った。この様子は《夫が亡くなっても養子がいれば戸絶とはいえぬこと》(273頁)に見られる。

この事件の内容はつぎの通りである。「丁昌は在命中、3歳になる以前の子どもをすでに養育していた」。丁昌の死後、その妻阿甘は接脚夫（再婚の夫）を（初婚の家に）引き入れた。朱先は、丁昌は「戸絶」であると訴えた。林知県（知事）は「これを正すため、除附しない法を用い、」「簡単に丁昌を戸絶として、その財産をまとめて没収した」。この事件を再審した法令の執行者葉憲は、「朱先は無頼漢で、……戸絶だとでたらめに告訴した」として、林知県が誤った判決を下したと決定した。それゆえ、改めて「没収したものを阿甘母子に返還させる」旨の判決を下した。

この判決の中から、以下のことがわかる。

(1) 阿甘に対し、彼女の立継の権利と財産継承の権利を守った。判決の冒頭、「阿甘は、現在、接脚夫を引き入れてはいるが、3歳になる前に養子に引き取った子どもがいるから、戸絶でないことは明らかである。県に命令文を送って没収したものを阿甘母子に返還させる」と明文をもって命令し、同情的な態度で「婦人が身の寄せ所がなくなり、養子をとって前夫の跡を継がせ、自分の身を後夫に托すというのは、これまた当然考えられる範囲の行動で、法律上、禁止の明文はまったくない」と指摘している。

(2) 林知県の誤った判決を譴責した。その悪を憎む心情は「異姓でも3歳未満の子どもを引き取って養子にすることは、法律で明確にこれを許している。もし同姓からならば、その来歴は全く問題なく、どうして“除く”ことなどあろうか」「(林知県は) 丁昌の妻子のもとから(財産を)奪って、誣告した無頼漢たちに役立たせてしまった」「お上とても、僅かな利益に目がくらみ、義理をわきまえず、法令に照らさず、安易にそれに従って没収してしまった。上も下も利を征るという言葉そっくりである」という言葉に溢れている。

(3) 朱先を激しく非難し、「朱先は無頼漢で、他人の子が幼く、家があやうい時をうかがって、戸絶だとでたらめに告訴した」「本来罪を受けなければならないが、恩赦があったため放免する」とした。

(4) この件の係りの者に対する懲罰は、「本役所の判決は、理と法にもとづいたものであり、」「本県は本役所の後の判決に従わず、みだりに提挙司の元の文書を持ち出し、不当に文書をやりとりし、混乱してでたらめな上申をした。承行人（係りの者）は杖刑八十の罪とする」とした。

3、立継者の権利を剥奪し、悪党のなすがままにさせ、悪い習俗を助長した。先に引用した《母の命ずる子と同宗の子を双立する》は、立継者の権利の一部を剥奪した例であり、以下に述べる《孤児寡婦をいじめる》は孤児寡婦の立継の権利を剥奪したばかりでなく、「利にまどわされて義を忘れる」(229頁)と激しく非難さえしている例である。

この事件の内容は、次の通りである。尤彦輔は尤彬の弟だが、兄とはすでに数十年も別れて暮らし、「ずいぶん以前から、兄弟の感情を持っていなかった」。

尤彬には一人娘がいたが息子はなかった。尤彦輔は尤彬が重病になったとき、それに乗じて自分の孫である栄哥を無理やり兄の後継ぎにした。一年後、尤彬が亡くなり、尤彦輔はまた訴訟を起こした。

「そこで、彬の妻阿陸は心に不平を抱いていたので、田地八畝、銭千緡、家屋一カ所を分け出して、栄哥に与え、その生まれ家で養育されるように彼を帰らせた。ついに、娘百三娘と一緒に髪を剃って尼になり、家屋を捨てて寺とした。そもそも彦輔父子の横領の策略を絶とうとしたのである」。彦輔はまたこれに対して訴訟を起こした。

法令の執行者は、判決の中で「彦輔父子が他人のものを横取りする不正」を明らかに指摘し、阿陸が尼になったわけを「実に彦輔父子が圧迫を加えたせいである」と述べ、「阿陸はすでに八十歳を越え、その娘も死に、ひとりぼっちで、真に頼るところのない憐れむべき者である」と言っている。しかるに、この事件の判決は強制的に「阿陸が尤氏の後継ぎを尽く絶てて、栄哥を孫として立てないのはいけない」と命令を下し、阿陸に「さらに現在の田地を再び半分に分けて、尤彬の墓の修繕費として、栄哥をその主とし、この財

産の質入れ売却を許さない。今かりに彦輔父子に責任を持たせて、その孫のために経営し、彼の成人するのを待つ」と告示している。

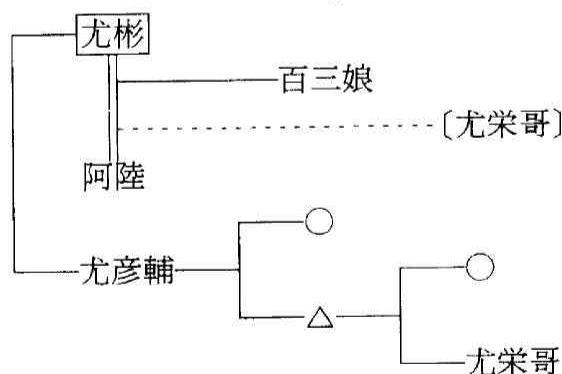
このように、阿陸の「夫が亡くなり妻が活着ている者は、その妻の意向に従う」という立継の権利は完全に剥奪されてしまった。さらに、阿陸の「身の回りのもの及び残った半分の田地は彼女の都合に従って、その身を終える」という指示を与えているが、実際には、彼女の「妻が夫の財産を継承できる」という財産継承権は、すでにその大部分が剥奪されてしまっている。

それと同時に、「彦輔父子が他人のものを横取りする不正」は、法令の執行者の容認のもと、かえって合法的な形式を得てしまった。

とりわけひどいのは、判決の中で、結局のところ罪のない被害者と邪悪な加害者らを一緒にし、これを「彦輔の不義の心、その誤りは貪婪にある」「阿陸の不義の心、その誤りは吝嗇にある」「二人の心を責めとがめれば、或いは貪婪、或いは吝嗇、もとより、利にまどわされて義を忘れたものである」ととがめたことである。

このように是非を混淆し、悪党の為すがままにさせる判決は、悪い習俗の蔓延を助長させないでいられようか？

系譜⑧



(六) 現在もなお残っている立継習俗

上述の内容が、『清明集』に反映されている南宋の立継習俗の大体のあらま

しである。宋以後、元・明・清を経た近代まで、立継の習俗は長い間衰えることはなかった。なぜなら、これは一種の民俗事象であり、絶対に孤立したものではなく、その他の家族に関する習俗と共存していて、進歩の緩慢な農業経済を基礎とする伝統意識や家族構造という土壌の中に深く根を下ろしているからである。

解放後、社会の巨大な変革に従って、都市と農村の家族構造は新しい形態に変わり、立継習俗もそれに応じて衰微してきたが、別にまだ途絶えたわけではない。今日に至り、この古い習俗は伝承的な形式で、あるいはある種の変化した形式で、現実生活の中にまだ残っている。筆者の見聞したところでも、都市においては、父母と娘、女婿の共同生活がすでによく見かける新しい風俗となっており、それゆえ立継者はきわめて少ない。しかし、子どものない家では、捨て子を引き取って育てる者もかなりおり、しかも女兒を引き取る者が多い。なぜなら、中国では現在「一人っ子政策」が実施されているため、生まれてきた女兒を捨ててまで、男児を欲しがる家庭があるからだ。特に農村にこの傾向がある。そして1992年4月に、中国で養子法が発布されて以来、千名以上の中国人孤児が、正式な法律上の手続きを経て、北米およびヨーロッパ各国の夫婦に引き取られ、彼らの「立継者」となっている。

農村では、地区によって習俗の違いもあるが、一般的に婿が嫁の家に入ることはすでに普遍的に認められている。同時に、子どものない者も多くが立継を希望しているが、その出発点は多くが労働力の必要と「老後に備える」期待にある。社会福祉事業がまだ発達していない地区では、このような習俗が、伝統的な観念の影響の上に、民間における一種の自己救済の方法として続けられてきたのだ。

農村で立継を希望する子どものない者は、同族の下世代の者を選んで立てたり、男の捨て子を引き取って育てたりしている。裕福な家の場合、ひどい場合では大金を惜しまず男児を買って養子とする者もおり、古い立継習俗の「生きた化石」と言っても言い過ぎではない。

立継習俗は、今後もさらに相当長い期間、継承されていくであろう。

注

- 1) 『名公書判清明集』付録七、陳志超の編集、出版に関する説明を参照。1987年1月、中華書局。
- 2) 『名公書判清明集』静嘉堂本の日本語版（梅原郁訳注）が、1986年12月に同朋舎より出版されている。なお本文中の系譜図は、ほとんどがこれに従い、いくらか補足したものもある。
- 3) 「同宗」は同じ血統の者を指す。「支子」は本妻の生んだ長男以外の子、めかけの子を指す。
- 4) 「昭穆」は、簡単に言えば、世代の順序を指す。梅原郁訳注の『名公書判清明集』6頁注⑤参照。
- 5) 中国語版『名公書判清明集』（1987年出版）よりの引用頁数をあらわす。以下、出典の明記されていないものについては同様である。
- 6) 宋代の袁采著『袁氏世範』の「養子長幼異宜」には、「貧者が他人の子を養うのは、幼時がよい。けだし貧者がすでに田畑家屋がないならば、晩年に養ってよく、唯その子に反哺（子が成長の後、親に養育の恩を返すこと）を望むは、幼時より衣食扶養して以てその心を結ぶのでなければいけない」とある。
- 7) 「除附」は戸籍、帳簿などで一方を抹消し、一方に記載すること。ここでは、戸籍を移すことと考えてよい。梅原郁訳注の『名公書判清明集』13頁注⑦および68頁参照。